

改正 平成 27 年 3 月 26 日

改正 平成 29 年 9 月 19 日

## 第 1 章 総則

- 第 1 条 (事業実施の基本方針)
- 第 2 条 (事業実施区域)
- 第 3 条 (事業対象農用地等)
- 第 4 条 (事業実施に当たっての調整等)
- 第 5 条 (業務の委託)

## 第 2 章 農地中間管理事業の実施に関する基本事項

- 第 6 条 (重点的に実施する区域)
- 第 7 条 (農地中間管理権を取得する農用地等の基準)
- 第 8 条 (貸付希望者の把握及び農地中間管理権の取得の方法)
- 第 9 条 (農用地利用配分計画の決定の方法(貸付先決定ルール))
- 第 10 条 (利用条件改善業務の実施)
- 第 11 条 (滞留防止)
- 第 12 条 (借受希望者の確保)
- 第 13 条 (農用地等の管理)
- 第 14 条 (相談又は苦情に応ずるための体制)

## 第 3 章 農地中間管理事業の実施方法

### 第 1 節 総則

- 第 15 条 (農用地等の借受)
- 第 16 条 (借受を希望する者の募集)
- 第 17 条 (農用地等の貸付け)
- 第 18 条 (農用地利用配分計画の作成)
- 第 19 条 (契約等の解除)
- 第 20 条 (農用地等の利用状況の把握等)
- 第 21 条 (借賃及び貸賃)
- 第 22 条 (手数料の徴収)

### 第 2 節 農地貸付信託を行う場合の留意事項

- 第 23 条 (貸付信託契約の締結)
- 第 24 条 (貸付信託財産に係る費用等)
- 第 25 条 (貸付信託財産に係る損失のてん補)
- 第 26 条 (受益権の処分の制限)
- 第 27 条 (委託者等との協議)
- 第 28 条 (貸付信託契約等の変更又は解除)

第 29 条 (貸付信託の終了)  
第 30 条 (財産目録)  
第 4 章 運営に関する事項  
第 31 条 (農地中間管理事業評価委員会)  
第 32 条 (事業計画等)  
第 33 条 (区分経理)  
第 34 条 (帳簿の記載)  
第 35 条 (事業の休廃止)  
附則

目次

第 1 章 総則 (第 1 条—第 5 条)  
第 2 章 農地中間管理事業の実施に関する基本事項  
(第 6 条—第 14 条)  
第 3 章 農地中間管理事業の実施方法  
第 1 節 総則 (第 15 条—第 22 条)  
第 2 節 農地貸付信託を行う場合の留意事項  
(第 23 条—第 30 条)  
第 4 章 運営に関する事項 (第 31 条—第 35 条)  
附則

第 1 章 総 則

(事業実施の基本方針)

第 1 条 公益財団法人北海道農業公社（以下「公社」という。）は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「法」という。）第 3 条に基づき北海道において作成される農地中間管理事業の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に即して、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、農地中間管理事業（法第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）を行うものとする。

(事業実施区域)

第 2 条 公社が行う農地中間管理事業の実施区域は、北海道における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 1 項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）の区域とする。

(事業対象農用地等)

第 3 条 公社が行う農地中間管理事業の対象地は、次に掲げるもの（以下「農用地等」という。）とする。

- 一 農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。）及び農地以外の土地で主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの（以下「農用地」という。）
- 二 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目

的に供される土地（以下「混牧林地」という。）

三 以下に掲げる農業用施設の用に供される土地

ア 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設

イ 畜舎、蚕室、温室、農産物集出荷施設、農産物調整施設、農産物貯蔵施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、乾燥、調整、貯蔵、出荷、加工処理又は販売の用に供する施設

ウ たい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵又は保管（農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管を除く。）の用に供する施設

エ 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設

2 前号に掲げる農業用施設の用に供される土地について実施する農地中間管理事業は、農用地につき実施する当該事業と併せ行う場合に限るものとする。

（事業実施に当たっての調整等）

第4条 公社が農地中間管理事業を行うに当たっては、国、北海道、市町村、農業委員会、道農業会議、農業協同組合、道農業協同組合中央会、農業協同組合連合会、土地改良区、道土地改良事業団体連合会、株式会社日本政策金融公庫、株式会社農林漁業成長産業化支援機構等の関係機関、団体と十分連携して行うものとする。

2 公社が農地中間管理事業を行うに当たっては、市町村段階の農地利用集積円滑化団体が行う農地利用集積円滑化事業、市町村が行う農業経営基盤強化促進事業（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条第4項に規定する事業をいう。）その他の農地流動化等のための施策と連携して行うものとする。

3 市町村（農業委員会を含む。）との関係においては、次の事項に留意するものとする。

一 公社は、人・農地プランの作成主体であり、農地行政の基本単位である市町村（農業委員会を含む。）との連携を密にして、業務を推進するものとする。

とくに、人・農地プランについては、市町村と情報を共有するよう努めるものとする。

二 公社は、市町村以外の業務委託先の名称及び住所を市町村に通知し、市町村と当該委託先との連携が図られるよう配慮するものとする。

（業務の委託）

第5条 公社は、法第22条第2項の規定に基づき、北海道知事の承認を受けて、農地中間管理事業に係る業務のうち、次に掲げる業務を市町村等の同意を得た上で委託する業務内容を明確にして、委託するものとする。

一 相談窓口

二 出し手の掘り起こし

三 借受予定農用地等の位置・権利関係の確認

四 出し手との交渉、契約締結事務

五 利用条件改善業務の実施

六 借受希望者との交渉

七 賃料の収受・支払

八 農用地等の管理

九 出し手及び借受希望者に対する土地改良法第 87 条の 3 第 1 項の規定による土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）が行われることがあることの説明

十 その他委託が必要と認められる業務（法第 22 条に規定する業務を除く。）

2 具体的な業務委託の方法等については、別に定めるものとする。

## 第 2 章 農地中間管理事業の実施に関する基本事項

（重点的に実施する区域）

第 6 条 公社が、農地中間管理事業を重点的に実施する区域の基準等は、次のとおりとする。

一 適切な人・農地プランが作成され、地域ぐるみで農地流動化を進めようという機運が生じている区域など、農地中間管理事業が効率的かつ効果的に実施され、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域を重点区域とするものとする。

二 なお、公社は一の区域以外においても農地中間管理事業を行うことができるものとする。

（農地中間管理権を取得する農用地等の基準）

第 7 条 公社が農地中間管理権を取得する農用地等の基準は次に掲げるものとする。

一 公社は、再生不能と判定されている遊休農地など、農用地等として利用することが著しく困難な農用地等については、農地中間管理権を取得しないものとする。

二 公社は、当該区域における借受希望者の募集に関して、募集に応じた者の数、応募の内容その他の事情からみて、当該区域内で公社が農用地等を貸し付ける可能性が著しく低い場合は、当該区域内の農用地等については、農地中間管理権を取得しないものとする。

三 その他農用地の利用の効率化及び高度化の促進に資すると見込まれるものであること。

（貸付希望者の把握及び農地中間管理権の取得の方法）

第 8 条 公社は、農地中間管理権取得業務の実施地域に存する農用地等について、その所有者（当該農用地等について所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む。以下同じ。）からの申出があったときは、当該申出に係る農地中間管理権の取得に関する協議を行うものとする。

2 公社は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために特に必要があると認められる場合は、農用地等の所有者に対し農地中間管理権の取得に関する協議を申し入れるものとする。

3 貸付希望者の把握及び農地中間管理権の取得に際して、とくに留意すべき事項は次のとおりとする。

一 公社は、市町村と連携を密にして、

ア 各地域の人・農地プランの作成・見直しの状況

イ 特に、当該地域に担い手が十分いるかどうか

ウ 当該地域に公社を活用した農地流動化の機運があるかどうか

エ 当該地域の耕作放棄地の現状及び今後の見通し

等を把握するとともに、公社を活用した農地流動化の機運の醸成に努めるものとする。

二 公社は、公社に対する貸付希望者からの申出があった場合等には、当該者及び農用地

等をリスト化するものとする。

三 公社は、貸付希望者がいつまで営農を継続できるかを考慮しながら、借受後、公社が借受希望者に可能な限り短期間で転貸できる適切なタイミングで借り受けることにより、滞留期間を極力短くするものとする。

四 公社は、農地中間管理権の取得に当たっては、機構関連事業が行われることがあることについて、所有者に対し書面の交付等により説明を行うものとする。

五 農地中間管理権の期間については、所有者と協議し、極力10年以上となるようにするものとする。ただし、これより短い期間の借受けを妨げないものとする。

(農用地利用配分計画の決定の方法(貸付先決定ルール))

第9条 公社は、農用地等の貸付先を決定するに当たっては、以下の点に留意するものとする。

一 地域農業の健全な発展を旨としつつ、借受希望者のニーズを踏まえて公平・適正に調整すること。

二 農用地等の借受けを希望している者の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資すること。

三 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないようにすること。

四 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにすること。

2 地域内の利用権の交換等を行う場合の優先配慮については、担い手の利用農地の集約化等の観点から、地域内で、

ア 担い手相互間又は担い手・非担い手間で利用権の交換を行おうとする場合

イ 集落営農の構成員が、当該集落営農に利用させることを目的として機構に農地を貸し付ける場合

には、既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさず、その発展に資する見地から、これらの事情を前提として貸付先の決定（貸付先の変更を含む。）を行うものとする。

3 当該農用地等に隣接する担い手である借受希望者がいる場合の優先配慮については、

一 当該農用地等に隣接して農業経営を営んでいる担い手である借受希望者がいる場合には、まず当該借受希望者と協議を行うものとする。

二 そのような当該借受希望者が複数いる場合には、当該者の希望条件との適合性及び地域農業の発展に資する程度により優先順位をつけた上で、順次協議するものとする。

三 二の判断に当たっては、当該地域の人・農地プランの内容も考慮するものとする。

4 2項及び3項以外の場合で、地域内に十分な担い手がいる場合（16条の募集に際してその旨明示した地域）については、

一 当該地域の借受希望者のうち、地域内の担い手について、現在経営している農用地等の位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度（地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしているかどうか等）により優先順位をつけた上で、順次協議を行うものとする。（これで貸付先が決まらない場合には、それ以外の借受希望者と順次協議を行うものとする。）

二 一の判断に当たっては、当該地域の人・農地プランの内容も考慮するものとし、また、優先順位を付ける上で必要な場合には、利害関係者を含めない第三者委員会を設置するものとする。

5 2項及び3項以外の場合で、地域内に十分な担い手がない場合については、

一 当該地域の借受希望者（新規参入者等を含む。）のうち、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度（地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしているかどうか等）により優先順位をつけた上で、順次協議を行うものとする。

二 特に、新規参入しようとする者に貸し付けようとする場合は、その者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるように配慮するものとする。

三 一の判断に当たって、優先順位を付ける上で必要な場合には、利害関係者を含めない第三者委員会を設置するものとする。

（利用条件改善業務の実施）

第10条 公社は、法第2条第3項第3号の業務（以下「利用条件改善業務」という。）については、当該農用地等が所有者から公社に10年以上の期間で貸し付けられており、かつ、次のいずれかに該当するときに行うものとする。

一 当該農用地等の具体的貸付先が決まっており、その貸付先が利用条件改善を希望しているとき。

二 当該地域の借受希望者の募集に応じた者の数、希望内容等からみて、利用条件改善を行えば、当該農用地等の貸付けが確実に行われると見込まれるとき。

2 前項に定めるもののほか、利用条件改善業務の実施に関する事項は別に定める。

（滞留防止）

第11条 公社は、日頃から借受希望者の発掘に努めるとともに、借受けプロセスと貸付けプロセスをよく調整することで、農地中間管理権を取得した農用地等について貸付けが行われず公社に滞留する期間を極力短くするものとする。

（借受希望者の確保）

第12条 公社は、借受希望者が不足している地域については、道、市町村、農業協同組合等と連携して、他地域の法人経営体やリース方式で参入を希望する企業等の誘致活動を積極的に行うものとする。

（農用地等の管理）

第13条 公社は、農用地等の貸付けを行うまでの間、当該土地等を善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

2 前項の管理を行うに当たっては、農用地等の管理費用の低減を図るため、当該農用地等について、新規就農の研修農場としての利用等を積極的に実施するものとする。

（相談又は苦情に応ずるための体制）

第14条 公社は、市町村等に委託すること等により、原則として、市町村の区域ごとに農地中間管理事業に関し相談に応ずる窓口を設けるものとする。

2 前項のほか、公社の主たる事務所に、相談又は苦情に応ずる窓口を設置し、インターネット等を通じて周知徹底を図るものとする。

### 第3章 農地中間管理事業の実施方法

## 第1節 総則

### (農用地等の借受け)

第15条 農用地等の農地中間管理権による借受けは、原則として、その農地中間管理権の存続期間を第8条第3項第5号に定めるところにより行うものとするが、次の各号に掲げる土地の農地中間管理権の存続期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 第3条第1項第3号に掲げる土地（同号アに掲げる土地を除く。）

当該土地の上に建設される施設の耐用年数及び当該施設の建築に要する時間を考慮して相当と認められる期間

二 附帯施設用地 併せて借り受ける農用地の農地中間管理権の存続期間

三 混牧林地 当該土地における混牧林地の利用の可能な期間を考慮して相当と認められる期間

2 農用地等を借り受けようとする場合には、当該農用地等について実地調査等を行い、借り受けることを相当と認めたときは、別に定める様式により当該農用地等の所有権を有する者と当該農用地等の賃貸借に関する契約を締結するものとする。

3 農用地等の借受けに係る賃貸借契約においては、公社は、法第18条第7項の規定に基づき、公社の定める者に転貸する旨を規定するものとする。また、第3条第1項第3号の土地であって、現にその上に施設が存しない土地の借受けに係る賃貸借契約においては、当該土地の上に施設の建築を行うことについて賃貸人が承諾している旨の定めをするものとする。

4 公社は、次に掲げる事由が生じたときは、特約がある場合を除き、遅滞なく当該農用地等の賃貸人と協議の上、処理するものとする。

一 借入農用地等について多額の必要経費又は有益費を支出しようとするとき。

二 借入農用地等の転借人が多額の必要経費又は有益費を支出することを承認しようとするとき。

### (借受けを希望する者の募集)

第16条 借受希望者の募集は、原則として毎年5月頃並びに9月頃に行うものとするが、必要な場合には、追加をして募集を行うことができるものとする。

2 募集の区域は、市町村又はこれより小さい区域（人・農地プランの区域等を参考に、空白区ができないように設定）とし、当該市町村の意見を聞いて決定する。

3 募集に当たっては、当該区域における、

ア 農用地利用の特徴（水田、普通畑、果樹園、牧草畑など）

イ 当該区域内に担い手が十分いるかどうか（関係機関からの情報提供や前年の募集状況等からみて判断）

を明確にして募集するものとする。

4 募集に当たっては、

ア 借受けを希望する農用地等の種別、面積、希望する農用地等の条件

イ 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別

ウ 借受けを希望する期間

エ 現在の農業経営の状況（作物ごとの栽培面積等）

オ 当該区域で農用地等を借り受けようとする理由（規模の拡大、農地の集約化、新規

参入等)

等を明確にしてもらうものとする。

- 5 募集は、インターネットの利用等により 30 日以上募集期間で行うものとする。
- 6 地域内に担い手が十分でない地域(関係機関からの情報提供や前年の募集の状況等からみて判断)については、他地域の法人経営体やリース方式での参入を希望する企業等に対する情報提供に努めるものとする。
- 7 その上で、募集に応じた者については、
  - ア その氏名又は名称
  - イ 当該区域内の農業者、区域外の農業者、新規参入者の別
  - ウ 借受けを希望する農用地等の種別、面積
  - エ 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別等を整理し、インターネットの利用等により公表するものとする。
- 8 なお、公社は、農用地等の貸付先の決定を公平、適正に行う上で必要がある場合には、募集に応じた者に対するヒアリングを行い、その希望内容を正確に把握するよう努め、また、法第 18 条第 4 項の要件を満たすかどうかを調査するものとする。

(農用地等の貸付け)

- 第 17 条 公社が農地中間管理権を取得した農用地等は、第 11 条の規定に基づいて貸付けの相手方を選定し、法第 18 条の規定により定める農用地利用配分計画によって賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転（以下「賃借権の設定等」という。）を行うものとする。
- 2 貸付けの期間は、地域の農地利用の効率化・高度化を進めるため、一定期間後に農地利用の再配分ができるよう設定するものとする。ただし、既に十分な農用地の集約化が行われていると認められる場合には、できる限り長期の期間とするものとする。
  - 3 前項の規定にかかわらず、貸付けの期間は、当該農地について公社が有する賃借権の設定期間又は貸付信託期間を超えることはできない。
  - 4 農用地等の貸付けに当たっては、機構関連事業が行われることがあることについて、借受希望者に対し書面の交付等により説明を行うものとする。
  - 5 農用地等の貸付けに係る賃貸借契約においては、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 618 条の規定による解約権の留保は付さないものとする。

(農用地利用配分計画の作成)

- 第 18 条 公社は、農用地利用配分計画を定める場合には、原則として、市町村に対し、あらかじめ農業委員会の意見を聴取の上で、その区域に存する農用地等について、法及びこの規程に適合する農用地利用配分計画の案を作成し、公社に提出するよう求めるものとする。

(契約等の解除)

- 第 19 条 公社は、その有する農地中間管理権に係る農用地等が次の各号のいずれかに該当するときは、都道府県知事の承認を受けて、当該農地中間管理権の設定若しくは移転に係る契約又は農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによって設定若しくは移転された農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借の解除をするものとする。ただし、特段の事情があると認められるときはこの



限りでない。

一 農地中間管理権の取得後2年間を経過してもなお農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。

二 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。

2 前項の解除を行うに当たっては、当該農用地等の所有者とよく協議し、所有者が管理経費を負担するなど、所有者が解除を希望せず、公社にとっても財政的な負担がない場合には、解除しないことも含めて検討するものとする。

(農用地等の利用状況の把握等)

第20条 公社は、毎事業年度終了後3月以内に、農用地等の貸付けを行った者に対し、当該貸付けを行った農用地等における作物の種類別作付け面積、生産数量(法第18条第4項第4号に規定する者にあつては、次に掲げる事項)を記載した報告書を提出するよう求めるものとする。

一 当該貸付けを行った農用地等における作物の種類別作付け面積及び生産数量

二 その者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

三 地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

四 その者が法人である場合には、その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

五 その他参考となるべき事項

2 公社は、農用地等の貸付けを行った者が次の各号のいずれかに該当するときは、北海道知事の承認を受けて、当該貸付けに係る賃貸借又は使用貸借の解除をするものとする。ただし、特段の事情があると認められるときはこの限りでない。

一 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

二 正当な理由がなくて前項の規定による報告をしないとき。

(借賃及び貸賃)

第21条 公社が農地中間管理事業により農用地等を借り受ける場合における借賃及び貸し付ける場合における貸賃は、次のとおりとするものとする。

一 農地については、農地法(昭和27年法律第229号)第52条の規定により農業委員会が提供を行っている借賃等の情報を十分考慮し、当該農地の生産条件及び当該地域における整備状況等が同程度の農地の賃料水準等を勘案して算定した額を基本とし、必要に応じて相手方と協議の上、公社が決定するものとする。

二 その他の土地については、土地の種類及び整備状況等毎に近傍の土地の借賃又は貸賃の額に比準して算定し、近傍の土地の借賃又は貸賃がないときは、近傍の用途が類似する土地について算定される借賃又は貸賃の額を基礎とし、当該土地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定した額を基本とし、必要に応じて相手方と協議の上、公社が決定するものとする。

三 なお、公社の業務が貸しはがし等を誘発し、既に効率的かつ効果的に農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼすことのないようにするため、必要があるときは、

公社は当該農用地等の従前の賃料水準を基本として、賃料を決定するものとする。

(手数料の徴収)

第 22 条 公社は、農地中間管理事業を実施するために必要がある場合には、別に定めるところにより、貸借事務等に係る手数料を徴収することができるものとする。

第 2 節 農地貸付信託を行う場合の留意事項

(貸付信託契約の締結)

第 23 条 公社は、貸付信託契約の申込みをしようとする者から、別に定める様式による貸付信託契約申込書の提出があった場合において、貸付信託の目的たるべき財産について調査し、貸付信託契約申込書の内容を審査した上で、これを適当と認めたときは、別に定める様式により貸付信託契約を締結するものとする。

2 貸付信託契約は、土地一筆ごとに締結するものとする。ただし、一の委託者が二筆以上の土地を併せて貸付信託する場合であって、貸付信託期間の終期が同一であるときは、これらの土地を包括して貸付信託の目的とし、一の貸付信託契約を締結することができるものとする。

(貸付信託財産に係る費用等)

第 24 条 貸付信託財産についての公租公課、必要経費及び有益費（これらに係る償還金を含む。）、事務管理費、訴訟費用、損害賠償金その他の費用は、委託者又はその一般承継人の負担とし、公社は、当該貸付信託財産に係る賃貸料、補償金その他の貸付信託財産に係る収益金の中から支出するものとする。

2 公社が前項の費用を立て替えて支払ったときは、直ちにその弁済を委託者又はその一般承継人に請求するものとする。ただし、委託者又はその一般承継人から申出があった場合には、当該費用を立て替えて支払った後の貸付信託財産に係る収益金をもってその弁済に充てることができるものとする。

3 公社は、貸付信託期間が終了した場合は、委託者又はその一般承継人に貸付信託財産を移転するとともに、貸付信託財産に係る収益金及び費用を精算した上で、残額を委託者又はその一般承継人に支払うものとする。ただし、収益金の支払いについては、一定の期日を定め、その期日ごとに支払うことについて公社及び委託者の間で約している場合は、この限りでないものとする。

(貸付信託財産に係る損失のてん補)

第 25 条 自然災害等による貸付信託財産の損壊、滅失等によって委託者が被った損害については、公社は、その責任を負わないものとする。ただし、公社又は第 17 条の規定に基づき貸付信託財産の貸付けを受けている借受人の故意又は過失による場合は、この限りでないものとする。

(受益権の処分の制限)

第 26 条 公社が引き受けた貸付信託の受益権は、譲渡し、又は質入れをすることができないものとする。

(委託者等との協議)

第 27 条 公社は、次の各号に掲げるときは、遅滞なく委託者又はその一般承継人と協議の上、処理するものとする。

一 貸付信託財産について多額の必要経費又は有益費を支出しようとするとき。

二 貸付信託財産について法令による収用、交換分合等権利の得喪変更に関する事故が生ずることが明らかになったとき。

三 その他委託者又はその一般承継人にとって重大な関心があると認められる事実が生じ、又は生ずることが明らかになったとき。

(貸付信託契約等の変更又は解除)

第 28 条 公社は、委託者又はその一般承継人から貸付信託契約の変更又は解除の申込みがあった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該申込みを承諾し、貸付信託契約の変更又は解除を行うものとする。

一 前条の規定による協議が調わなかったため当該協議に係る委託者又はその一般承継人が解除の申込みをしたとき。

二 その他当該申込みの内容が相当であると認められるとき。

(貸付信託の終了)

第 29 条 公社への貸付信託は、以下の場合に終了するものとする。

一 貸付信託の目的を達した場合

二 自然災害等による貸付信託財産の滅失等により貸付信託の目的を達することができなくなった場合

三 前条により貸付信託契約が解除された場合

2 公社は、貸付信託の目的が達せられずに公社への貸付信託が終了したとき又は終了することが明らかになったときは、遅滞なく、その旨を委託者又はその一般承継人に通知し、貸付信託財産の委託者又はその一般承継人への移転の方法及び時期、貸付信託財産に係る収益金及び費用の精算の方法、残額の支払い等の時期その他貸付信託の終了に伴う必要な事項について委託者又は一般承継人と協議するものとする。

(財産目録)

第 30 条 公社は、貸付信託契約ごとに、貸付信託を引き受けたとき及び貸付信託が終了したとき並びに毎年 1 回財産目録を作成するものとする。

2 公社は、委託者から請求があったときは、当該者に係る貸付信託契約の収支を明らかにした書類又は前項の財産目録を閲覧させ、又はこれらの書類につき説明を行うものとする。

#### 第 4 章 運営に関する事項

(農地中間管理事業評価委員会)

第 31 条 公社の理事長は、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、北海道知事の認可を受けて農地中間管理事業評価委員会の委員を任命する。

2 農地中間管理事業評価委員会は、農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を公社の理事長に述べるものとする。

3 前 2 項に定めるもののほか、農地中間管理事業評価委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事業計画等)

第 32 条 公社は、法第 9 条第 1 項の規定に基づき、毎事業年度開始前に、農地中間管理事業に関する事業計画書及び収支予算書を作成し、北海道知事の認可を受けるものとする。

これを変更しようとするときも同様とする。

- 2 社は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画書及び収支予算書をインターネットを利用して公表するものとする。
- 3 社は、法第9条第4項の規定に基づき、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、農地中間管理事業評価委員会の意見を付して、毎事業年度終了後3月以内に、北海道知事に提出するとともに、これらをインターネットを利用して公表するものとする。

(区分経理)

第33条 社は、農地中間管理事業以外の事業を行っている場合には、当該事業に係る経理と農地中間管理事業に係る経理とを区分して整理するものとする。

- 2 社は、農地貸付信託事業を行っている場合には、他の農地中間管理事業に係る経理と区分して経理するとともに、農地貸付信託事業に係る経理においては、貸付信託契約ごとに、その収支を明らかにするものとする。

(帳簿の記載)

第34条 社は、法第11条の規定に基づき、農地中間管理権を保有する農用地等ごとに、貸付条件、賃貸料の受領額及び受領の年月日、賃借料の支払額及び支払いの年月日その他必要な事項を帳簿に記載し、これを10年間保存するものとする。

(事業の休廃止)

第35条 社は、農地中間管理事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、北海道知事の認可を受けるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成26年3月28日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年9月22日から施行する。